

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和三年一月八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和二年四月二十四日奈良県指令建第一〇四―一七二号

令和二年十二月八日奈良県指令建第一〇四―一七二―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年十二月二十五日建第九七四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市曲川町七丁目六六二番一の一部、六六二番二、六六二番三及び六六二番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都港区六本木六丁目一〇番一号 六本木ヒルズ森タワー二〇階

株式会社ビッグモーター 代表取締役 兼重宏行